文書番号 発簡年月日

施設、土地等の所在する場所の管理者 取扱物資を保管させる場所の管理者

殿

立入検査を行う職員

所 官 職 氏

印

立入検査実施通知書

第103条第13項

自衛隊法(昭和29年法律第165号) 第103条第14項

第103条の2第3項において準用する同法第103条第13

項の規定により立入検査を次のとおり行うので、

自衛隊法 第103条第15項 第103条の2第3項において準用する同法第103条第15項 の規定に基づき、通知 する。

検	査 日	時	
検	査 場	所	
検	査 事	項	
連	絡	先	
備		考	

本件について、立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、自衛隊法第123条の規定により、 20万円以下の罰金に処せられます。

備考:用紙は、日本産業規格A列4番とする。

## 注意事項

- 1 「検査日時」の欄には、検査を行う年月日のほか、検査を開始する時間及び終了する時間 (又は検査に要する時間)を記載する。(例えば、「年月日午前時 から時間程度」)
- 2 「検査場所」の欄には、住所及び検査対象が明確になるような事項を記載する。
- 3 「検査事項」の欄には、秘密の保全に十分配慮しつつ、検査の対象となる施設、土地、家屋、物資の具体的な種類について検査事項を記載する。(例えば、「 (施設)について、 面積、収用できる人数その他施設の状況」、「 (物資を記入)について、種類、数量、 品質、消費期限等物資の状況」)
- 4 「連絡先」の欄には、担当部署又は担当者の名称及び電話番号その他連絡先を記載する。
- 5 「備考」の欄には、例えば、秘密の保全に十分配慮しつつ、実際に立入検査をする職員の 氏名、人数等を記載する。
- 注: 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係者の請求があつたときは、 これを提示する。